

資料編

【資料編目次】

行財政改革大綱の策定経緯	5 3
諮問と答申	5 5
行財政改革大綱の策定体制	5 7
行財政改革推進委員会名簿	5 8
行財政改革推進本部名簿	5 8
行財政改革推進本部内アドバイザー、部会員名簿	5 9
水俣市行財政改革推進委員会条例	6 0
水俣市行財政改革推進本部設置要綱	6 1
用語解説	6 3
事務局	6 7

行財政改革大綱の策定経緯

開催日	実施項目	内 容
平成 30 年 5 月 9 日	庁議 (仮庁舎第 1 会議室)	第 5 次大綱の総括、第 6 次大綱策定体制、スケジュールの説明
平成 30 年 5 月 16 日	課長会議 (仮庁舎第 2 会議室)	第 5 次大綱の総括、第 6 次大綱の策定方針について
平成 30 年 6 月 20 日	第 1 回 行財政改革推進本部 (仮庁舎第 1 会議室)	第 5 次大綱の総括、第 6 次大綱の策定方針について
平成 30 年 7 月 24 日	学識者との打合せ (熊本県立大学)	第 5 次大綱の進捗状況、第 6 次大綱の策定スケジュールに関する打合せ
平成 30 年 8 月 2 日	第 1 回部会 (合同会議) (仮庁舎第 2 会議室)	第 5 次大綱の検証、第 6 次大綱の策定スケジュール、検討課題等について、部会長の選出
平成 30 年 8 月 17 日	第 2 回財務部会	第 5 次大綱の検証、第 6 次大綱の検討課題について
平成 30 年 8 月 20 日	行財政推進委員会委員の委嘱及び任命	委員の委嘱及び任命
平成 30 年 8 月 20 日	第 2 回事務部会	第 5 次大綱の検証、第 6 次大綱の検討課題について
平成 30 年 8 月 22 日	第 2 回組織部会	第 5 次大綱の検証、第 6 次大綱の検討課題について
平成 30 年 9 月 26 日	学識者との打合せ (熊本県立大学)	進捗状況の説明、第 6 次大綱の方向性の確認
平成 30 年 9 月 28 日	第 1 回 行財政改革推進委員会 (仮庁舎第 2 会議室)	委員長の選出、諮問 第 5 次大綱の進捗状況、第 6 次大綱の策定について
平成 30 年 10 月 12 日	第 2 回 行財政改革推進本部 (仮庁舎第 1 会議室)	第 6 次大綱の取組項目等について

開催日	実施項目	内 容
平成 30 年 11 月 16 日	第 3 回財務部会	実施計画案の検討、決定
平成 30 年 12 月 3 日	第 3 回事務部会	実施計画案の検討、決定
平成 30 年 12 月 3 日	第 3 回組織部会	実施計画案の検討、決定
平成 30 年 12 月 10 日	第 3 回 行財政改革推進本部 (仮庁舎第 1 会議室)	第 6 次大綱及び実施計画素案の検討
平成 30 年 12 月 19 日	第 2 回 行財政改革推進委員会 (仮庁舎第 2 会議室)	第 6 次大綱及び実施計画素案について
平成 31 年 1 月 15 日 ～2 月 8 日	パブリック・コメントの 募集	第 6 次大綱（素案）について
平成 31 年 2 月 27 日	第 4 回 行財政改革推進本部 (仮庁舎第 1 会議室)	第 6 次大綱（案）について
平成 31 年 3 月 18 日	第 3 回 行財政改革推進委員会 (仮庁舎第 2 会議室)	第 6 次大綱（案）について 答申について
平成 31 年 3 月 26 日	第 5 回 行財政改革推進本部 (仮庁舎第 1 会議室)	第 6 次大綱について

水総第840号
平成30年9月28日

水俣市行財政改革推進委員会
委員長 上拂 耕生 様

水俣市長 高岡 利治

水俣市の行財政改革の推進について（諮問）
水俣市行財政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、下記事項について
諮問いたします。

記

- 1 第6次水俣市行財政改革大綱の策定について

平成31年3月18日

水俣市長 高岡 利治 様

水俣市行財政改革推進委員会
委員長 上 拂 耕 生

第6次水俣市行財政改革大綱の策定について（答申）

平成30年9月28日付け水総第840号で諮問がありました、第6次水俣市行財政改革大綱の策定について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であることを認め、ここに答申します。

なお、大綱の推進にあたっては、本委員会での審議内容を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

1 行財政改革の評価について

第6次水俣市行財政改革大綱の進捗状況の把握等については、従来の関係各課（局）による自己評価に加え、重要事項については、当委員会に報告するなど外部からの評価を重視されたい。

2 組織・機構について

地域の実情を十分考慮したうえで、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進するため、必要に応じて組織・機構の見直し、再構築を進められたい。

3 人材育成について

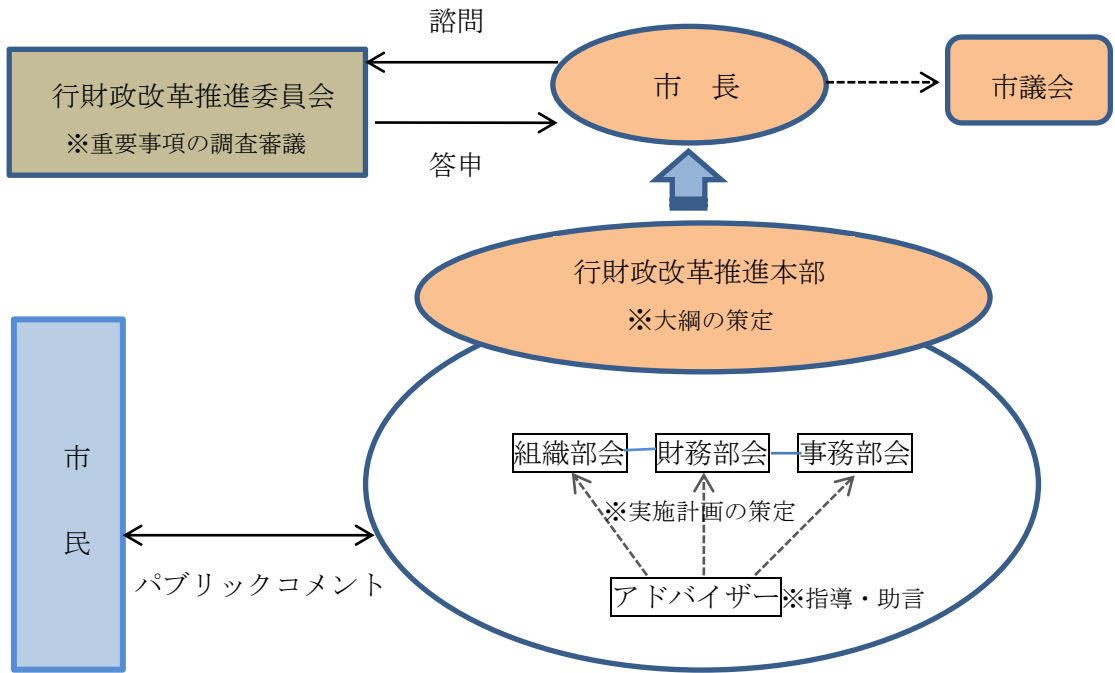
人事評価制度の適正運用や体系的な研修計画により、職員一人ひとりがやりがいを持って職務に当たれるよう取組を推進されたい。

また内部講師の活用による研修や外部研修の成果をフィードバックすることにより組織全体で研修成果を活用できるよう取り組まれたい。

4 情報の共有について

組織内におけるビジョン共有・施策の推進を図るとともに、市民との情報の共有化を推進することで、市の施策や方針等について、幅広く市民の理解を得られるよう更なる情報発信に努められたい。

行財政改革大綱の策定体制



行財政改革推進委員会名簿

氏名	所属等
上拂 耕生 (委員長)	熊本県立大学総合管理学部教授
荒木 由紀子 (副委員長)	前水俣市教育委員
新井 次郎	水俣商工会議所副会頭
高木 真一	水俣市社会福祉協議会事務局長
古里 一幸	水俣市24区自治会長
関 洋一	水俣市総務部長

行財政改革推進本部名簿

職名	氏名
副市長	小林 信也 (本部長)
教育長	小島 泰治 (副本部長)
総合政策部長	帆足 朋和
総務部長	関 洋一
福祉環境部長	深江 浩一郎
産業建設部長	城山 浩和
総合医療センター事務部次長	松木 幸蔵
水道局長	岩井 昭洋
議会事務局長	岩下 一弘
総務部次長	坂本 禎一
財政課長	梅下 俊克
政策推進課長	設楽 聡

行財政改革推進本部・アドバイザー名簿

職 名	氏 名
福祉課長	小形 浩充
経済観光課長	福成 嘉和
土木課長	田畑 文寿
教育委員会教育総務課長	岩井 浩昭
総合医療センター事務部次長（総務課長）	松木 幸蔵

行財政改革推進本部・部会員名簿（50音順）

※は部会長

部会	職 名	氏 名
組織	市民課戸籍住民係主事	柿本 彩
	教育委員会事務局生涯学習課社会教育推進係主事	櫻井 健
	水俣病資料館参事	中牟禮和也
	農業委員会事務局農地係参事	本村 広揮
	総務課総務係長	※森 隆博
	いきいき健康課健康推進係主事	森 竜真
	教育委員会事務局教育総務課総務係主査	山内達大郎
	水道局経営管理係長	山村 滋子
財務	総合医療センター総務課総務係主事	岩下 浩之
	経済観光課経済振興室次長	鬼塚 芳浩
	選挙管理委員会事務局選挙係参事	木村 友美
	都市計画課都市計画係主事	※小嶋 康之
	下水道課建設係技師	坂元 大祐
	監査事務局監査係長	中村 亮彦
	税務課市民税係参事	林 夕紀子
	会計課会計係参事	松本 裕二
	財政課財政係参事	山田可奈子
事務	福祉課子ども子育て支援室長	※赤司 和弘
	議会事務局議事係参事	上田 純
	政策推進課政策推進室参事	岡本 恵介
	危機管理防災課危機管理防災室主事	川野健一朗
	農林水産課農林土木係参事	小形 茜
	土木課道路河川整備室次長	竹本 和哲
	環境課主幹（水俣病・もやい推進係長）	東田 秀晃
	新庁舎建設課新庁舎建設室長	松崎 誠哉
	スポーツ振興課スポーツ振興係長	山下 良紀

○水俣市行財政改革推進委員会条例（抜粋）

平成 14 年 9 月 20 日条例第 29 号

（設置）

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進するため、水俣市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、水俣市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、市長が委嘱又は任命する 10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（費用弁償）

第 7 条 委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

○水俣市行財政改革推進本部設置要綱（抜粋）

平成6年12月9日訓令第7号

（設置）

第1条 行財政改革の推進を図るため、水俣市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事。
- （2） 大綱に基づく行財政改革の実施及び進行管理に関する事。
- （3） その他行財政改革に係る重要事項に関する事。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1の者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（部会）

第6条 大綱に基づく行財政改革を適正かつ計画的に推進するための実施計画の策定、進行管理状況の調査等、本部の所掌事項に関する必要な作業等を行うため、本部内に組織部会、財務部会及び事務部会の三つの部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員（以下「部会員」という。）は、職員のうちから市長が任命する。

- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は部会を総括する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が会議の議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した部会員がその職務を代理する。

(アドバイザー委員)

第7条 本部長は、部会の作業に関して必要があるときは、助言及び指導を行うためのアドバイザー委員を置くことができる。

- 2 アドバイザー委員は、別表2の者をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表1 (第3条関係)

本部員

総合政策部長、総務部長、福祉環境部長、産業建設部長、医療センター事務部長、水道局長、議会事務局長、総務課長、財政課長及び政策推進課長
--

別表2 (第7条関係)

福祉課長、経済観光課長、土木課長、教育委員会教育総務課長、総合医療センター総務課長

P 63 用語解説
別シート (Excel)
となっています。

P 64 用語解説
別シート (Excel)
となっています。

P 65 用語解説
別シート (Excel)
となっています。

P 66 用語解説
別シート (Excel)
となっています。

事務局

職名	氏名	担当業務
総務部次長（総務課長）	坂本 禎一	総括、推進委員会の事務局及び推進本部員
総務課主幹（行政係長）	山口 真也	推進委員会、推進本部及び各部会庶務、計画書の作成
総務課行政係参事	山内 要	
総務課行政係主査	前田 淳也	